

第149回
青森県都市計画審議会
議事録

令和4年7月6日（水）

日 時：令和4年7月6日（水） 午後2時30分から午後2時55分

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：議長 馬渡 龍
委員 堀内 一穂
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 坂本 修 (代理：小椋 好明)
委員 山本 巧 (代理：山田 拓也)
委員 田中 由紀 (代理：佐々木 久哉)
委員 櫻井 美香 (代理：佐藤 康英)
委員 岡元 行人
委員 山田 知
委員 佐藤 洋治

以上11名出席

議 事

議案第1号 青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(青森県決定) について

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、第149回青森県都市計画審議会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日ご出席の委員の皆様を紹介いたします。事前に資料を郵送しておりましたが、そのうち委員名簿、出欠状況および委員席図に変更がありましたので、本日改めてお配りしております。お配りしました、第149回青森県都市計画審議会次第と書かれた資料の2枚目の委員名簿をご覧ください。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

会長の八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 准教授の馬渡 龍様でございます。

弘前大学大学院 理工学研究科 准教授の堀内 一穂様でございます。

一般社団法人 青森県建築士会の古戸 睦子様でございます。

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明様でございます。

続きまして、第2号委員の関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の坂本 修様でございます。本日は代理として、東北農政局 農村振興部 農村計画課長の小椋 好明様が出席されております。なお、お配りいたしました席図の小椋様の漢字が間違っておりました。大変申し訳ございません。委員名簿の方の小椋様のお名前が正しい表記となります。お詫びして訂正いたします。

本年7月にご就任いただきました、東北地方整備局長の山本 巧様でございます。本日は代理として、青森河川国道事務所長の山田 拓也様が出席されております。

東北運輸局長の田中 由紀様でございます。本日は代理として、東北運輸局 青森運輸支局 支局長の佐々木 久哉様が出席されております。

青森県警察本部長の櫻井 美香様でございます。本日は代理として青森県警察本部 交通部 交通規制課次長の佐藤 康英様が出席されております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

岡元 行人様でございます。

山田 知様でございます。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県 町村議会議長会 会長の佐藤 洋治様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員15名中11名の御出席を頂いており、全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。
青森県県土整備部都市計画課の田中 秀樹課長です。
青森県県土整備部建築住宅課の駒井 裕民課長です。

それでは最初に、お配りしている資料の確認を行います。
先ほど使用いたしました、第149回青森県都市計画審議会次第、委員名簿および出席状況、委員席図です。事前に送付している資料として、議案書、A3判横の参考資料、A4判縦の「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(案)、A4判横の「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(案)の新旧対照表です。次に、本日配付した資料としまして、表紙に青色文字で「第149回青森県都市計画審議会」と記載のある、本日スクリーンへ映す説明資料を印刷したものです。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、馬渡会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【馬渡会長】

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。岡元委員と山田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【岡元委員・山田委員】

はい。

【馬渡会長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。
それでは議案の審議に入ります。議案第1号「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、事務局から説明して下さい。

【事務局】

はい。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。都市計画課

都市計画・景観グループサブマネージャの三浦と申します。本日は、1件の議案についてご審議いただく予定となっております。よろしくお願いたします。それでは、早速、議案の説明をいたします。議案第1号青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、こちらのスクリーンまたはお手元のスライド資料をご覧ください。

スライド資料は3ページ目からになります。今回の具体的な変更内容に入る前に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とはなにか、一般的な内容について簡単にご説明いたします。「整備、開発及び保全の方針」は「区域マスタープラン」とも呼ばれており、都市計画法第6条の2の規定により、すべての都市計画区域で定めることとなっており、青森県では平成16年に県内の全ての都市計画区域において定めております。

国の都市計画運用指針では、整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものとされ、用途地域、道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施するうえでの方向性を示すものとなっています。

4ページ目です。この「整備、開発及び保全の方針」において何を定めるかですが、大きく3点あります。1つ目が「都市計画の目標」いつまでにどのような都市像とするのか、2つ目が「区域区分決定の有無」つまり市街化区域と市街化調整区域とに分けるのか否か、3つ目が「土地利用、都市施設、市街地開発事業など主要な都市計画の決定の方針」を定めること、以上の3点となっています。

5ページ目です。次に今回の区域マスタープランの見直しにあたって、どのような視点から行ったのかですが、今回は、基本的に平成29年、30年度に行いました都市計画基礎調査の結果を受けた定期見直しとなります。この見直しに当たっては、平成22年に策定しました青森県都市計画基本方針に基づき、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等社会情勢の変化を踏まえ、コンパクトな都市づくりの推進と優良な農地や身近な自然・緑地の保全の2つの視点で見直しを行っております。

6ページ目です。本日の審議会でお諮りする区域マスタープランはこの図の中、浪岡との合併前、旧青森市域の「青森都市計画区域」となります。

7ページ目です。青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明に戻ります。議案書の3ページ、スライドの資料は7ページとなります。また、お手元のA4縦が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案で、A4横のものは右側が変更前、左側が変更後の新旧対照となっており、赤書き部分が今回

変更する箇所となっています。

平成16年に決定した「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ですが、今回は平成23年に続く2回目の変更となります。平成30年度に行われました都市計画基礎調査の結果を踏まえた変更となります。主な変更点は、目標年次を概ね20年後の令和22年に改め、都市づくりの目標、方針など「都市の効率を上げるコンパクトな拠点と、接続する公共交通ネットワークの連携による持続可能な都市づくり」を目指したものに改めました。その他時点修正が主なものとなります。

8ページ目です。都市計画の目標の基本事項として、都市計画区域の範囲及び規模は青森市の行政区域の一部、23,774haとなります。また、目標年次は概ね20年後の令和22年であり、都市づくりの基本理念としましては「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」を掲げております。

9ページ目です。都市づくりの目標としては、「高齢・福祉社会に対応した、雪と災害に強いコンパクトな都市づくり」、「人と自然が共生する都市づくり」、「地域資源を生かした個性と活力ある都市づくり」、「県の中心都市としての都市機能の充実と広域交通ネットワークの形成」の4点となっております。

10ページ目です。区域区分については、これまで同様に市街化区域と市街化調整区域に分ける、いわゆる、線引き都市計画区域を継続します。本区域は昭和46年の区域区分決定から人口や産業の拡大に伴う市街化圧力を適切に制御し、計画的な土地利用を進めてきたところです。本区域においては、今後人口が減少する見通しですが、製造品出荷額及び商業販売額は増加する見通しであり、市街化圧力が存在し、本区域での都市計画の目標を実現するには、引き続き区域区分を定め、市街化圧力を適切に制御していく必要があります。

11ページ目です。将来の市街化区域の規模を設定する際には、人口や産業の規模などを勘案しており、例えば人口規模では将来の人口が現在の市街化区域に収まるかどうかを検討しており、不足する場合には、市街化区域を拡大する可能性として保留人口という形で記載しています。青森都市計画区域の場合には、令和12年には市街化区域人口は21万3千4百人と予想されており、現在より1万人以上減少する予測です。よって予測人口に対して、現在の市街化区域では収容しきれない保留人口はゼロとなっております。一方、工業や商業については製造品出荷額、商業販売額がそれぞれ増加する予測となっております。

これらを受けまして、将来的な市街地については、現況市街地における人口配分で将来的に発生する需要を満たすものと考えられ、当面新たな市街地を拡大する開発の必要はないことから、市街化区域面積は、令和12年度までの期間中

変わらず、約5,011haとしております。なお、変更前の市街化区域面積は約4,991haでしたが、これは公有水面の埋め立てが完了した青森港新中央ふ頭地区について青森港の港湾区域を平成25年12月に市街化区域に編入したことによる増加となっております。

12ページ目です。主要な都市計画の決定の方針ですが「土地利用」、「都市施設の整備」、「市街地開発事業」、「自然環境の整備又は保全」の4項目を記載しています。主な変更点は、コンパクト・プラス・ネットワークの基本理念に従い、商業地では青森駅、新町通り周辺を広域的な商業機能の中核を担う地区として集積を図ることは変えず、住宅地については、従来、都心居住の推進として都心部に誘導していたものを、都心部に限らず公共交通の利便性の高いエリアの居住促進として対象を広げています。

13ページ目です。最後に、手続き関係です。本案につきまして昨年11月に住民説明会、縦覧等を行いました。意見は寄せられておりません。また、青森市からは意見なしの回答、国との事前協議において異存なしの回答を得ております。今後、この審議会でご審議いただき異論等がないようでしたら、国土交通大臣へ協議し、同意を得られたあと、決定告示の手続きを進める所存です。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【馬渡会長】

それでは、ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

それではちょっと私から質問といたしますか、教えていただきたいことがあります。11ページのところで、地域人口や産業人口が減っていく中で、生産規模の出荷額や商業販売額が増えていくという背景や理由が何かお分かりでしたら教えていただきたいのですけれども。

【事務局】

都市計画基礎調査を実施しており、その中で販売額が少し上向いていたということがありますので、それに伴って増加傾向にあるということで商業規模が拡大するという整理となっております。

【馬渡会長】

はい、わかりました。かなり数字が大幅に上がっていくので、今まではどちらかというと下方修正とか微増のような形だったのがだいぶ増えてるなという

印象を持ったので、ちょっと質問させていただきました。その他にございますでしょうか。

岡元委員、よろしく申し上げます。

【岡元委員】

馬渡会長の質問はもったもなことで、説明する資料として積算根拠が曖昧です。積み上げを根拠にしないと、今の回答だと、とてもじゃないけど皆さん納得していないと思います。会長が気を遣ってあのようには答えましたが、ちゃんと答えて下さい。

【事務局】

申し訳ありません。都市計画基礎調査の資料が現在手元に無いため、後ほど皆様に郵送等で回答するという形でよろしいでしょうか。

【馬渡会長】

別途、資料を送っていただけるとのことですね。

【事務局】

はい。

【岡元委員】

前日も終わった後に事務局の方に同様のことを述べた記憶があり、内容はちょっと忘れましたが、前日も会長が質問したことに対して曖昧な回答をしたので、あれだと駄目だよと言った記憶があります。

例えば産業規模の生産規模、就業構造とかもありますが、これも全て含めて、それぞれ人口減少の傾向や様々なファクターの中で、こういう式を用いてこういう数字になるという積算根拠があるのではないのでしょうか。しかも例えばバッファというか、変動値の幅もあるのではないのでしょうか。この経済環境、昨今の状況を見ても分かりますように、その辺のことも含めてきちんとした数字を出さないと、いい加減だと言われても仕方がないように思います。後にこの数字を出した皆さんが、何かのタイミングで窮地に追い込まれるとまでは言わないにせよ、これが元でその当時どうだったんだというふうに問題提起されかねませんので、きちんとしたものを示して下さい。要望です。

【馬渡会長】

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定することといたします。ただし、先ほどの質問に対しての回答については、委員の皆様は書面をもって回答していただくということによろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【馬渡会長】

それでは、よろしく申し上げます。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、審議結果について原案のとおり議決された旨を答申することといたします。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局】

馬渡会長、ありがとうございました。

皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第149回青森県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会についてですが、12月頃に開催する予定としておりますが、決定しましたら、後日、改めて皆様にお知らせいたします。本日はありがとうございました。